2026 年 4 月 30 日

予備２９－２５

肢ア

本件の場合は，所有権に基づいている。

物権なので，債権とは別。したがって，判例の立場とは整合しない。

肢イ

「取締役が会社に対して責任を負う場合」，馴れ合いの危険がある。

したがって，株主代表訴訟があるというのは，判例の解釈の前提

整合する。

肢ウ

不法行為の場合は，取引上の債務ではない。

したがって，取締役の地位や取引による債務が含まれるとしても，訴え提起できるとする必要はない。したがって，整合なし。

肢エ

会社との取引によって負担することになった債務といっている。

したがって，取引関係に対して訴えが提起できる，判例の立場と整合する。

肢オ

取締役の責任追及のためについてのみ。訴え提起可としている。

取引について訴え提起できるとする，判例の立場と整合しない。

予備２９－２６

肢１　２０１条３項・４項，１９９条３項

一般に募集を行う場合は，公告に変えられる。

会社の事務手続の便宜に配慮してのことである。

資本比率は，授権資本制度で守られている。

なお，株主に割り当てを受ける権利を与える場合は，株主に機会保障が現実的に要求される。

したがって，通知を必要としている。（２０３条４項）

肢２　４２９条２項１号ハ

虚偽の公告を行った時は，第三者に損害が発生することが考えられる。

筋を考えると，第三者が職務違反を立証しなければならない。

しかし不都合，立証の困難性の問題等がある。

そこで，法は，過失を推定して立証責任の転換を図っている。

許容性，公告は公示により第三者に手続保障を図るもの。虚偽の場合，第三者が害されることは当然に予測可能。したがって，特に慎重に行うべきもの。それをミスっているので過失が推定されるのもやむをえない。

肢３　４４０条３項

電磁的方法により確認できる時は，第三者が確認できるので公告は不要とできる。

５年は，商事債権の時効などが考えられる。

肢４　７８９条２項・３項

電子公告をすれば，知れている債権者は知りうるので格別の催告は不要となる。

事務手続の便宜と債権者の異議の機会の双方を図っている。

肢５　９３９条４項

会社は，定款で公告方法を定めることができるとする。

公告方法は，利害関係人の便宜を図るため必要な制度であるが，３種類しかない。

そこで，法は，定めがないときは官報とすることで，定款で決めなくても良いとする会社の事務の便宜を図りつつ，利害関係人の保護を図っている。

予備２９－２７

肢１　最判昭３２．１．３１　１４条
　申請した時点でダメ。確かに，営業はまだ始めていないので，違うのではないか。
　しかし，申請を行う以上，その後の営業を行うことを前提としている。
　したがって，この場合も相手方を保護する必要性はあるので，許諾した商人にあたる

肢２　最判昭４２．６．６　手形小切手百選１２　第７版
　手形行為と営業は異なる。したがって，明文上はあたらず，責任を負わないが筋。
　もっとも，信用を与えたといいうるから，外観があるとして１４条の責任を負うべきではないか。しかし，本人，帰責性がない部分ついてまで責任を押させることは不当。
　手形行為は，他人名義（名板貸人）で署名をしても，手形行為の性質上，債務が生じない。そのため，外観もないと考えられる。したがって，第三者の保護に値する信頼も生じない。

肢３　最判昭４３．６．１３　総則・商行為百選　１６　第５版
　同種の営業については，明文上無い。
　したがって，不要では。
　権利外観，虚偽の外観，本人の帰責性，相手方の信頼
　相手方に信頼する程度の外観が必要。同種

肢４
　不法行為は，取引ではない。外観上があれば，被害者保護のため賠償責任を名板貸人に負わせるべきではないか。
　不法行為は，虚偽の外観を信じて取引に入っているわけではない。
　名板貸人の責任が広くなりすぎ。権利外観が趣旨，取引上信じもの限られる。
　よって，不法行為は含まれない。
肢５　最判昭４１．１．２７　総則・商行為百選１５　５版
　「誤認して」
　重過失でも善意であれば「誤認して」に当たるのではないか。
　不都合，保護に値しないものを保護してしまう。

　権利外観趣旨，重過失も悪意と同視できる。

予備２９－２８

肢１　５１１条，３条１項（大判明４５．２．２９）

そのうちの一人のために商行為となるときは，相手方にとって商行為でないときでも３条により商行為となる。

同じ債権で，債務者と債権者で取扱いが異なることは，不合理。管理上も不都合。

商行為となった以上は，確実な履行を確保するために連帯債務となる。

肢２　５１３条２項

建替えの時は，利息を請求できる。建替えられを受けた者はその分の運用利益を得ている以上，利息の請求を認めるのが公平である。

肢３　５２１条

商人間であれば，大量・頻繁に取引がされることが想定される。

そして商行為である以上，債権としての保護の必要性が高い。

そこで，法は，商行為によって，自己の占有に属した者であれば，留置権が行使を認めた。留置権が成立している以上，その後，所有権を失った時でも第三者効が生じる。

肢４　商法５２５条，（民法５４２条１項４号）

民法では，期間経過後でも意思表示が必要である。

しかし，商人間で目的を達成できないのに，解除を必要とすることは，手続上迂遠である。

（例：クリスマス商戦でクリスマスが経過したらクリスマスケーキは使えない。メーカーとデパートの関係をイメージする）

商人間の場合は，双方が意味を分かっているので，意思表示なくして解除を認めた。

ただ，期間経過後でも目的が達成されるときもある。その際は，意思表示をすれば契約を有効にできる。再契約するのも迂遠。

（例：商人間でも転売目的後に，自己消費ができる場合もあるので）

肢５　商法５９３，（民法６５９，民法４００）

営業の範囲内であれば，実質利益を得ているので，有償と同視しうる。

したがって，当該寄託が無償であっても，善管注意義務を負うのが適当である。

予備２９－２９

肢１　１２条２項

性質上，権利を分割することはできない。一部裏書は無効。

債権と証書は化体している。単純な約束。証書をわけることはできない。

肢２　７７条，４３条

債権の行使は自由が原則だが，それを認めると手形振出人に重い責任が発生する。

そこで，手形上の確実に決済ができるよう債権者にも協力させるべき。

したがって，適正に行使したものに遡求権を与えることで，権利行使を促している。

肢３　１８条

取立委任裏書。ＤはＣの取立について委任を受けているにすぎない。

Ｃに戻された時は，抹消しなくても連続があるとして請求できる。

手形上の事情として，Ｃが権利者だからである。

肢４

Ｃは，満期からの遅延損害金は請求できない。

請求時から起算される。満期に呈示をしていない以上，満期から遅延損害金を負うとすることは不当である。

肢５　１４条２項３号

Ｃは，署名をしていないので，担保責任を負わない。

予備２９－３０

肢１　手形小切手百選３６第７版最大判４３．１２．２５　　１７条ただし書の趣旨
　権利の濫用。後者の抗弁
　原則，手形と実体は別。無因性。
　手形上の権利を承継しているので，行使できるが原則。
　不都合，Ｃに不当な利益が帰属することになる。
　請求を制限する必要あり。権利濫用の抗弁

肢２　手形小切手百選３５第７版最判４５．７．１６
　固有の経済的利益はなし。
　原因関係消滅，ただ，手形無因。権利行使ができるが筋。
　しかし不都合，支払いが循環するため。請求を制限する必要があり。
　人的抗弁の切断趣旨，手形上の取引安全。
　Ｃは，手形上取引上，保護に値しない。１７条但書で請求制限。

肢３　手形小切手百選２７第７版最判４０．４．９　　１７条ただし書の趣旨
　隠れた取立委任裏書と同視しうる

肢４　手形２０条１項，１７条
　翌日でも，支払拒絶証書作成前であれば，通常の裏書。
　人的抗弁切断される

肢５　１８条１項，２項
　Ｂの抗弁であれば対抗できる。